

**2025 年度
秋学期派遣交換留学
奨励金
募集要項**

追手門学院大学

国際連携企画課

2024 年 6 月 27 日 (ver.1)

目次

1. 目的.....	3
2. 受給資格	3
3. 支給基準及び地域毎の支給額.....	3
4. 申請方法と支給までのスケジュール.....	4
5. その他注意事項.....	6
6. お問い合わせ先.....	6

1. 目的

派遣交換留学奨励金（以下、奨励金）は、交換留学を推奨するため、学部留学に参加する学生への経済支援をすることを目的とする。

2. 受給資格

奨励金を受ける対象者は、学部留学者のうち、定められた期日までに次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 奨励金申請締切りまでに学部留学が確定している者。
- (2) 以下3. に定める支給基準の通算 GPA 及び、各語学検定試験のスコア・級を満たしている者。
- (3) 追手門学院大学授業料納付規程に基づき、渡航期間中の授業料納付等の滞納がない者。
- (4) 学部留学を修了し、「交換留学Ⅰ」または「交換留学Ⅱ」の科目が認定された者。

※なお、上で言う学部留学者とは、2025 年度秋学期派遣交換留学募集要項の末尾の資料 A および B において、希望する派遣先大学について示される語学要件のうち正課課程留学に必要な各語学検定試験のスコアのいずれかを満たした者であって、協定校で受入があった時点で協定校の正課課程に属し正課科目を履修する者をいう。協定校若しくはその附属機関に属し、語学学習課程に参加する者及び専ら語学学習課程に参加しながら限定的に正課科目を履修する者はこれに該当しない。

※(2) について、渡航する学期の直前の学期の成績を含む通算 GPA を基準とする。

※(2) について、奨励金申請時に提出する各語学検定試験のスコア・級を基準とする。

※支給する時期に本学に在籍しない者に対しては支給しない。

※その他、派遣先大学又は国際連携企画委員会が不相当と認めた場合には、給付の取り消しもしくは奨励金の返還を求めることがある。

3. 支給基準及び地域毎の支給額

以下の表にある支給基準及び協定校の所在する地域により支給額が決定される。

なお、表内の支給額は 1 学期に対する額を示しており、2 学期間学部留学をする者については示された額の倍額を支給する。

各語学検定試験スコアは、奨励金の申請書提出の日より遡って 2 年間の間に受験したものを有効なスコアとする。

【表】支給基準及び地域に基づく支給額（1 学期間の支給額）

ランク	通算 GPA	語学検定試験スコア		指定都市 甲地域	乙地域 丙地域
		A	3.5 以上	TOEIC L&R (IP を含む)	650 以上
TOEFL iBT	55 以上				
IELTS	4.5 以上				

		実用英語技能検定	2 級以上		
		HSK	4 級以上		
		中国語検定試験	2 級以上		
		韓国語能力試験	4 級以上		
		ハングル能力検定	準 2 級以上		
		タイ語検定	1 級		
B	3.2 以上	TOEIC L&R (IP を含む)	650 以上	160,000 円	80,000 円
		TOEFL iBT	55 以上		
		IELTS	4.5 以上		
		実用英語技能検定	2 級以上		
		HSK	4 級以上		
		中国語検定試験	2 級以上		
		韓国語能力試験	4 級以上		
		ハングル能力検定	準 2 級以上		
		タイ語検定	1 級		

※通算 GPA は、入学から 2025 年度春学期までを含む通算 GPA のことを言う。


【表】 本学の協定校が所在する国または地域

指定都市	甲 地域	乙 地域	丙 地域
【欧州】 ・イギリス (ロンドン)	【北米】 ・アメリカ ・カナダ 【欧州】 ・オランダ ・ドイツ ・スペイン	【欧州】 ・チェコ 【アジア (環太平洋)】 ・韓国 ・タイ ・ベトナム ・オーストラリア	【アジア】 ・台湾 ・中国

4. 申請方法と支給までのスケジュール

以下の流れを熟読し、申請日までに全ての書類を提出すること。なお、帰国後の単位認定の時期によって支給時期が変わることに留意すること。また、2 学期間渡航し倍額を支給される場合についても、以下の通り帰国後に手続きを行った上で、2 学期分が一括で支給されることに注意すること。

日時	申請方法と支給までのスケジュール
2025 年	
2 月下旬	派遣交換留学内定

<p>7月上旬</p> <p>※改めて派遣交換留学の事前研修等で案内する</p>	<p>申請書等提出</p> <p>以下の書類をそろえて提出を行うこと。原則、書類の不備がある場合や期日後の提出は、これを受理しないため、前広に準備し提出すること。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 2025 年度秋学期派遣交換留学奨励金申請書 (様式 1)</p> <p>様式 1 を以下 URL よりダウンロードし、必要事項を全て埋めて提出すること</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>https://www.otemon.ac.jp/cis/abroad/attached/form.html</p> <p>② 語学検定試験スコアの写し</p> <p>各語学検定試験スコアは、奨励金の申請書提出の日より遡って 2 年間の間に受験したものを有効なスコアとする。</p> <p>(2) 提出場所</p> <p>国際連携企画課 (総持寺キャンパス 2 階)</p> <p>※受付時間：9:10～17:00 (平日のみ/土日・祝日は受付不可)</p>
<p>8 月以降</p>	<p>派遣交換留学出発～帰国</p> <p>派遣先の大学のスケジュールに従い渡航・帰国する。</p>
<p>2026 年</p>	
<p>(2025 年度秋学期に「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定がされる場合)</p>	
<p>帰国後</p> <p>1 ヶ月以内</p>	<p>2025 年度秋学期の「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の申請期限</p> <p>2. 受給資格 (4) にある科目の修得のための書類提出期限。</p> <p>※科目認定の時期により 5 月末に支給できない場合がある。</p>
<p>2 月下旬</p>	<p>2025 年度秋学期成績発表</p> <p>「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定が確認でき 2. 受給資格の (3) 及び (4) を満たしたことを以て、国際連携企画課で奨励金支給に係る学内承認手続きを行う。</p>
<p>5 月末まで</p>	<p>奨励金支給</p> <p>2025 年度秋学期に「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定が確認でき 2. 受給資格の (3) 及び (4) を満たした学生に対して指定された口座に奨励金を振込む。</p>
<p>(2026 年度春学期に「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定がされる場合)</p>	
<p>帰国後</p> <p>1 ヶ月以内</p>	<p>2026 年度春学期の「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の申請期限</p> <p>2. 受給資格 (4) にある科目の修得のための書類提出期限。</p> <p>※科目認定の時期により 11 月末に支給できない場合がある。</p>
<p>8 月下旬</p>	<p>2026 年度春学期成績発表</p> <p>「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定が確認でき 2. 受給資格の (3)</p>

	及び（４）を満たしたことを以て、国際連携企画課で奨励金支給手続きを開始する。
11 月末まで	奨励金支給 2026 年度春学期に「交換留学Ⅰ」もしくは「交換留学Ⅱ」の認定が確認でき 2. 受給資格の（３）及び（４）を満たした学生に対して指定された口座に奨励金を振込む。

※2025 年度及び 2026 年度の学年暦により、上日程が前後することがある。

5. その他注意事項

他の奨学金との併給可能。ただし、他の奨学金の規定等により、本奨励金との併給ができない場合がありますので、別奨学金を受給している方はあらかじめ別奨学金の受給について確認した上で申し込みを行ってください。

2025 年度及び 2026 年度の機関決定により変更となる場合がありますのでご注意ください。

6. お問い合わせ先

追手門学院大学 国際連携企画課（総持寺キャンパス 2 階）

TEL 072-697-8162

以上